

公共施設保全積立基金の運用基準

1. 積み立てについて

- ・基金は、毎年度 **6 億円** を当初予算から積み立てるものとし、決算剰余（翌年度に繰越した歳出予算の財源に充てるべき金額を控除した額）の **20%** に相当する額が 6 億円を上回る場合は、その上回った額について補正予算により積み立てる。
- ・第 4 次総合計画期間中（平成 30 年度まで）は事業計画により見通しが立っていることから、取り崩しを行わず、積み立てのみを行うものとする。

2. 処分について

（1）基金の取り崩し

- ・毎年度の事業費については予算措置により確保することが原則であるが、整備時期の集中等により、前倒し・先送り等による平準化だけでは対応できない場合に取り崩しを行うものとする。
- ・事業費 7.5 億円 までは予算措置により対応するものとし、これを超える部分に充当できるものとする。

（2）基金の充当対象

- ・基金の対象とする公共施設は、道路その他の公共土木施設及び公営企業（地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)の適用を受ける市の企業）を除く公共施設とする。

対象外とする施設	対象外とする理由
公共土木施設（道路など）	公共土木施設維持補修基金の対象となっている
公営企業が管理する施設（上下水道、病院など）	独立して財源を確保すべき

- ・基金の充当対象事業は、原則として、国・県の補助対象とならない市単独事業のうち、計画修繕や長寿命化にかかるものとし、下表に挙げる事業については、基金の充当対象外とする。

対象外とする事業	対象外とする理由
新規施設の建設、既存施設の改築（建替え）	事業計画を定めて予算措置により対応すべき
国・県の補助金が受けられる改築、修繕	補助を受けない事業に比べて予算を確保しやすい